

# 南小学校いじめ防止基本方針

桐生市立南小学校

## 1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方

### 基本理念

- ① いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ② 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- ③ いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

＜いじめ防止対策推進法 第3条＞

この基本理念の下、南小のすべての児童が明るく、生き生きと学ぶことができるよう、本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携を図りながら、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、南小学校いじめ防止基本方針を定める。

## 2 いじめ防止等のための組織

### (1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭  
教育相談員、スクールカウンセラー

\*必要に応じて担任、教科担任、臨床や学識経験者などの外部の専門家などをメンバーに加えることもある。

### (2) 活動の概要

#### ○いじめの実態把握と支援

- ・毎月の生活アンケートの実施と年2回のいじめについてのアンケートの結果を受け、いじめ防止対策を児童会が中心となって考え、全校で実施していく。
- ・アンケートに気になる記入等があった場合、迅速に個別面談を行い事情をよく聞き、改善等の対策を講ずる。
- ・日頃から児童が相談しやすい環境をつくっていく。

### ○児童の自主的な活動の推奨

- ・児童会が中心となり、「いじめ防止」に向けた取り組みを話し合い、実践していく。(いじめをなくすための集会、あいさつ運動、縦割り遊び、おたすけクスピー、学級での話し合いなど)

### ○いじめに関する教職員研修の充実

- ・常にいじめに対する関心を高くもてるよう、職員会議の中の生徒指導情報交換のところで、人権感覚が磨けるような情報などを流していく。
- ・いじめに関する研修会を開いたり、講演会に参加したりして、いじめについての理解を深めるとともに、感覚を敏感にする。

### ○「南小いじめ緊急対応マニュアル」の改訂及び共通理解

- ・「南小いじめ緊急対応マニュアル」を見直し、よりよい対応ができるように改定していく。また、重大事態の発生時の対応について全職員の共通理解を図る。

### ○保護者・地域との連携

- ・校内で行っているいじめ防止に関する取組を通信等で家庭に知らせ、理解・協力を求めるとともに、連携を図る。
- ・家庭教育学級などでネットいじめなどについての講演会等を開き、情報モラルの啓発を図る。

## 3 いじめの防止等に関する措置

### (1) いじめ未然防止のための取組

- ・「いじめ防止活動計画」を作成し、年間を通して長期的、計画的、総合的にいじめ防止等のための取組を行う。
- ・日々の授業や道徳教育の充実を図り、児童の達成感や充実感、豊かな心の育成に努め、児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを目指していく。
- ・児童会の子どもたちが、アンケートの結果をもとに集会を開いたり、ポスターを書いたり、自発的な活動ができるよう支援していく。
- ・教育相談員やスクールカウンセラー、全職員に、いつでも相談できる環境をつくる。

### (2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後等の児童と接する機会に、気になる子に目を配るようにする。
- ・教室から職員室へ戻る時の経路を時々変えたり、児童のトイレを利用したりして変化がないかを把握できるようにしていく。
- ・毎月の生活アンケートや年2回のいじめに関するアンケートに取り組み、情報の収集を図るとともに、実態の把握に努める。
- ・児童会が中心となりいじめ防止推進活動に自発的に取り組んでいけるようにする。
- ・日頃からいじめに対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力して頂く。
- ・いじめ発見のためにチェックリストを活用し、子どもたちのサインを見逃さないようにする。
- ・休み時間や交換授業の後、職員会議の中等、あらゆる機会を通して、児童に関する情報交換を行い、小さな変化も見逃さないようにしていく。

### (3) いじめの早期解消のための取組

#### 重大事態発生時の対応

##### < 重大事態の定義 >

- ・児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めらる時：相当の期間については、年間 30 日を目安とし、一定期間（6 日以上）連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

- ①重大事態がおきてしまった時には、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、いじめ防止対策委員会が、事実関係を明確にするための調査を行うようにする。
- ②①の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ③いじめを見ていた児童に対しても、自分のことと捉えられるような教育活動を展開していく。

#### 4 関係機関との連携

- ・警察、児童相談所、医師、地域団体等との連携を図り、いじめ防止のための取組を行う。

#### 5 保護者との連携

- ・日頃から通信等を活用して、いじめ防止に関することやいじめ防止活動の取組について知ってもらい、共通認識の上でいじめ防止に努めていく。
- ・日頃から学校は、保護者が相談しやすい環境づくりに努めていく。

#### 6 評価の実施

- ・チェックリストを活用し、児童が常にいじめ防止に対して高い意識をもっているようにする。
- ・教職員同士がお互いに気付いたことを出し合い、問題点については迅速に改善していく。